

西宮市立火葬場予約システム取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、西宮市立火葬場予約システム（以下「システム」という。）の利用に関し、西宮市（以下「本市」という。）が行うサービスについてシステムを使用する者が守らなければならない事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 使用者 システムを使用しようとする葬儀取扱事業者をいう。
- (2) 使用責任者 システムを使用しようとする葬儀取扱事業者の責任者をいう。
- (3) I D 使用者に対して、本市が交付するシステム接続用の番号をいう。
- (4) パスワード システム接続に伴い必要な暗証番号をいう。

(使用申請書の提出)

第3条 使用者は、システムを使用しようとする場合、市長及び西宮市立満池谷火葬場指定管理者（以下「指定管理者」という。）に西宮市立火葬場予約システム使用者登録申請書（新規）（様式第1号。以下「新規申請書」という。）により使用の許可を申請し許可を受けなければならない。

- 2 市長及び指定管理者は、第1項の申請があった場合、使用者をシステムに登録し、I Dを交付する。
- 3 前項で交付するI Dについては、一使用者につき一つとする。ただし、使用者が複数の事業所を有している場合、事業所ごとに交付することができる。
- 4 次条第4項及び第4条の2の規定により登録を取り消された使用者は、登録を取り消された日から1年を経過するまで、第1項の申請を行うことができない。

(システムの使用停止及び使用者登録の取消し等)

第4条 市長及び指定管理者は、使用者が正当な理由なく予約の登録又は変更（以下「不適切予約」という。）を行ったときは、使用者に対し、書面によりシステムの使用停止の警告を行う。

- 2 前項の警告後1年以内に不適切予約を行なった場合、15日間、システムの使用を停止する。
- 3 前項の使用停止解除後、1年以内に不適切予約を行なった場合、1カ月間、システムの使用を停止する。

4 前項の2回目の使用停止解除後、不適切予約を行った場合、システムの使用者登録を取り消すものとする。

第4条の2 市長及び指定管理者は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、システムの使用を停止し、又はシステムの使用者登録を取り消すことができる。

- (1) システムの使用に関し、この取扱要綱に違反したとき
 - (2) 故意にシステムの運用を妨害したとき
 - (3) 使用の許可を受けた日から2年間、システムの利用がないとき
 - (4) その他管理上支障があるとき
- (システムの使用料)

第5条 使用者がシステムを使用し、西宮市立満池谷火葬場の予約を行う際の費用は無償とする。ただし、システムに接続するために必要な機器及び通信にかかる費用は、使用者の負担とする。

(使用責任者の設置)

第6条 使用者は、システムを使用するにあたり使用責任者を設置しなければならない。

2 使用責任者は、指定管理者との事務連絡を総括するものとする。

(使用責任者及び使用者の義務)

第7条 使用責任者及び使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守してシステムを使用しなければならない。

- (1) この取扱要綱を遵守し、責任と自覚をもって使用すること。
- (2) 予約は、火葬を行おうとする遺体1体につき1件とすること。ただし、死後に備えて事前に予約を行うことはできない。
- (3) 使用責任者及び使用者は、西宮市立火葬場の予約を円滑に行えるよう務めること。
- (4) 使用者は、予約の実施に関して知り得た個人の情報については、個人情報の保護に関する法律の規定に従って取り扱うこと。
- (5) 個人情報の保護に関する法律に基づき、個人情報の保管、受渡し、搬送、廃棄等に当たっては、善良な使用責任者の注意義務をもって適正に行うとともに、事故を防止するため必要かつ適切な安全管理措置を講じること。
- (6) 使用中に不具合が発生し、予約等を行うことができない場合は、指定管理者

に報告すること。

(7) その他、システムの使用に関し、不正又は不誠実な行為を行わないこと。

(IDの転貸等の禁止)

第8条 使用者は、IDを他の者に転貸し、又は譲渡してはならない。

(ID及びパスワードの管理)

第9条 使用者は、ID及び使用者が設定したパスワードを、責任を持って管理し、他の者に漏えいしてはならない。

(変更の届出)

第10条 使用者は、新規申請書により届け出た内容に変更があった場合は、直ちに市長又は指定管理者に西宮市立火葬場予約システム使用申請書（変更・廃止）（様式第2号。以下「変更等申請書」という。）により変更を届け出なければならない。

(IDの返還)

第11条 使用者は、IDが不要となった場合、直ちに変更等申請書により市長又は指定管理者に届け出てIDを返還しなければならない。

(システムの変更等)

第12条 市長及び指定管理者は、システムの正常な機能を維持するために仕様を変更し、又は一時的に運用を停止することができる。

2 市長及び指定管理者は、前項の場合、事前にメール又は文書にて使用者に通知するものとする。ただし、軽微な仕様の変更、又は短時間の運用の停止に該当すると市長又は指定管理者が認める場合においては、この限りでない。

(障害の発生)

第13条 市長及び指定管理者は、システムに重大な障害が発生した場合は、使用者に障害システムが復旧するまでの予約受付方法等についてメール又は文書により通知するものとする。

2 市長及び指定管理者は、システムに障害が発生したことにより使用者に損害が出た場合において、一切の責任を負わない。

(損害賠償)

第14条 市長及び指定管理者は、使用者が故意又はシステムの正規な使用方法に従わずに、システム又はデータを消去し、若しくは破損させたときは、使用者に対し、その損害の賠償を求めることができる。

(その他)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、システムの利用に関し必要な事項は、市長及び指定管理者が別に定める。

付 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。